

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年11月16日 20時40分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港第1区 尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位332° 970m付近 (概位 北緯34° 24.4′ 東経133° 14.5′)
事故の概要	貨物船第八順 ^{じゅんえい} 栄丸は、北進中、尾道糸崎港内の浅所に乗り揚げた。 第八順栄丸は、船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年11月18日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第八順栄丸、199トン 132661、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）
負傷者等	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ低潮時
事故の経過	本船は、尾道糸崎港第1区を約3ノットの対地速力で手動操舵により北進した。 船長は、平成27年11月17日朝に着岸して荷役の予定だったので、着岸予定の岸壁沖で錨泊するつもりであった。 船長は、尾道糸崎港内で錨泊するのは初めてであり、浅所の存在を知らなかった。 本船の喫水は、船首約1.4m、船尾約2.8mであった。
分析	本船は、尾道糸崎港を北進中、船長が、発航前に、海図等で本事故発生場所付近の水路調査を行っていなかったことから、浅所の存在を知らずに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、尾道糸崎港を北進中、船長が、発航前に本事故発生場所付近の水路調査を行っていなかったため、同港内の浅所に向かって航行し、浅所に乗り揚げたことにより発生したのと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に海図等で航行する海域の水路調査をしておくこと。